

消費生活条例

昭和51年3月27日

宮城県条例第14号

改正 平成 7年 7月12日条例第 33号

平成10年 3月18日条例第 4号

平成17年12月22日条例第171号

平成21年 3月24日条例第 24号

平成28年 3月22日条例第 18号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 危害の防止，取引の適正化等に関する施策（第9条－第16条）
- 第3章 情報の提供等の推進等（第17条－第20条）
- 第4章 消費者苦情の処理及び訴訟援助（第21条－第25条）
- 第5章 生活関連商品に関する施策（第26条－第29条）
- 第5章の2 消費生活センター（第29条の2－第29条の6）
- 第6章 消費生活審議会（第30条－第36条）
- 第7章 消費者被害救済委員会（第37条－第40条）
- 第8章 雑則（第41条－第45条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、法令に特別の定めがあるもののほか、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

- 一 消費者の安全が確保されること。
- 二 商品及びサービス（以下「商品等」という。）について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 三 消費者に対し、必要な情報が提供されること。
- 四 消費者に対し、消費生活に関する教育の機会が提供されること。
- 五 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- 六 消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正

な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、環境への負荷の低減に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費生活に関する相談業務その他の業務を通じて消費者施策を推進するものとする。

2 県は、市町村が実施する消費者施策に協力するとともに、当該消費者施策が円滑に推進されるよう必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 県は、消費者施策の推進に当たっては、県民の意見を反映させるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 商品等に関する消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めること。

六 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、商品を選択し、使用し、若しくは廃棄し、又はサービスを選択し、若しくは利用するに当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(基本計画)

第8条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本

的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費者施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 危害の防止、取引の適正化等に関する施策

（危害に関する調査等）

第9条 知事は、商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を実施し、なお当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものでないことを確認することができず、かつ、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、期日を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことの立証を求めることができる。

3 知事は、当該事業者が正当な理由なく前項に規定する期日までに立証を行わないとき、又は当該事業者が行った立証によつては当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことを確認することができないときは、当該事業者に対し、再度立証を求めることができる。

4 知事は、消費者の生命、身体又は財産への危害を防止するため必要があると認めるときは、前三項の規定による調査等に関する情報を提供するものとする。

（危害防止の勧告等）

第10条 知事は、前条の規定による調査等の結果、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県消費生活審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該商品等が危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

（緊急危害防止措置）

第11条 知事は、商品等がその欠陥により消費者の生命又は身体について重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表があつたときは、当該商品等を供給する事業者は、直ちに、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとらなければならない。

（規格、表示等の適正化）

第12条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

一 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。

二 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格に基づき供給すること。

三 消費者が選択又は使用を誤ることのないよう品質、機能、価格、量目、製造年月日（食品にあつては、消費期限又は賞味期限）等を適正に表示すること。

四 虚偽、誇大その他消費者を誤認させる広告又は宣伝をしないこと。

五 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することがないよう過大な包装をしないこと。

六 消費者への供給後における保証、修理等アフターサービスの内容を明示するとともに、その徹底を図ること。

（県の指導及び基準の設定）

第13条 知事は、事業者又は事業者団体に対し、商品等の規格、表示等の適正化について必要な指導に努めるものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、商品等の規格、表示等の基準（以下「基準」という。）を定めることができる。

3 知事は、基準を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示するものとする。

4 前二項の規定は、基準を変更し、又は廃止する場合に準用する。

5 知事は、事業者が基準に適合しない商品等を供給しているときは、当該事業者に対し、基準に適合した商品等を供給すべきことを勧告するものとする。

（不適正な取引行為の禁止）

第14条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行つてはならない。

一 消費者に対し、商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者を威迫し、執ように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為

五 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者からの正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

六 契約内容を正当な理由なく一方的に変更する行為

七 消費者からの正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約

の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為

八 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものからの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為

（不適正な取引行為の調査等）

第15条 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の実態等について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、事業者が不適正な取引行為を行つておりと認め、かつ、当該不適正な取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査に関する情報を提供するものとする。

（不適正な取引行為の是正勧告）

第16条 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、当該事業者が不適正な取引行為を行つておりと認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 情報の提供等の推進等

（情報の提供及び啓発）

第17条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を消費者に提供するとともに、消費生活に関する知識の普及及び啓発に関する事業を実施するものとする。

（教育の推進）

第18条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、関係団体と協力して消費生活に関する教育に係る施策を実施するものとする。

（試験、検査等の実施等）

第19条 知事は、消費者施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査等の実施に努めるとともに、必要に応じ、その結果を展示その他の方法により公開するものとする。

（消費者団体の活動促進）

第20条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

第4章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

（消費者苦情の処理）

第21条 知事は、消費者から商品等に関する苦情（以下「消費者苦情」という。）の申

出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切かつ迅速に処理されるよう助言、あつせんその他必要な措置をとるものとする。

- 2 知事は、前項の措置をとるために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料を提出させ、又はその説明若しくは意見を聴くことができる。

(消費者被害救済委員会のあつせん等)

第22条 知事は、前条第1項の規定により申出のあつた消費者苦情のうち解決が著しく困難であると認めるものについては、宮城県消費者被害救済委員会のあつせん又は調停に付すことができる。

- 2 宮城県消費者被害救済委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

- 3 知事は、当事者に対し、調停案の受諾を勧告することができる。

(関係団体等に対する要請)

第23条 知事は、消費者苦情の原因が関係事業者の全体に共通するものであると認めるときは、関係の事業者団体又は行政機関に対し、当該消費者苦情の解決に必要な措置をとることを要請するものとする。

(訴訟費用の援助)

第24条 知事は、商品等によつて被害を受けた消費者が、事業者に対する訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下同じ。）を行おうとする場合において、当該訴訟が次の各号に該当するときは、宮城県消費者被害救済委員会の意見を聴き、当該消費者に対し、訴訟の費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

- 一 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。
- 二 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- 三 第22条の規定によるあつせん又は調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。

- 2 前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とする。

(貸付金の返還等)

第25条 前条第1項の規定により資金の貸付けを受けた者は、訴訟が終了したときは、貸付けを受けた資金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、資金の貸付けを受けた者が訴訟の結果当該貸付けを受けた資金に相当する額の金銭等を得ることができなかつたときその他規則で定める事由があるときは、貸し付けた資金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる。

第5章 生活関連商品に関する施策

(情報の収集、調査等)

第26条 知事は、消費生活との関連性が高い商品（以下「生活関連商品」という。）の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、必要な情報を

県民に提供するものとする。

(供給等の協力要請)

第27条 知事は、生活関連商品の円滑な供給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、関係の事業者又は事業者団体に対し、当該生活関連商品の供給の確保、供給のあつせんその他必要な協力を要請するものとする。

(特定生活関連商品の指定等)

第28条 知事は、生活関連商品の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品の供給又は価格の安定を図る必要があると認めるときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する特定生活関連商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(勧告等)

第29条 知事は、事業者が前条第一項の規定により指定された特定生活関連商品の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売していると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、当該事業者に対し、その事業活動の是正のために必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

第5章の2 消費生活センター

(設置等)

第29条の2 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 知事は、センターを設置したときは、その名称、住所、次条各号に掲げる事務を行う日及び時間その他の必要な事項を公示する。当該事項を変更したときも、同様とする。

(事務)

第29条の3 センターにおいて、次に掲げる事務を行う。

- 一 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- 二 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 三 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育の推進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な事務

(職員)

第29条の4 センターに、事務職員、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員その他の職員を置く。

(研修)

第29条の5 センターは、前条に規定する職員の資質の向上のために、研修の機会の確

保に努めるものとする。

(情報の安全管理)

第29条の6 センターは、第29条の3各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6章 消費生活審議会

(設置)

第30条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本となる事項その他重要事項を調査審議させるため、宮城県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第31条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第32条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第35条 審議会は、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 消費者被害救済委員会

(設置)

第37条 知事の諮問等に応じ、消費者苦情のあつせん又は調停を行わせ、又は訴訟費用の援助に関する事項その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を調査審議させるため、宮城県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第38条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第39条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第40条 第32条及び第34条から第36条までの規定は、委員会について準用する。

この場合において、「審議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、「この章」とあるのは「第32条、第34条から第36条まで及び次章」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(知事への申出)

第41条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、相当多数の消費者の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、規則で定めるところにより、その旨を申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果についての情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、

書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第43条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

- 一 第9条第2項若しくは第3項の立証を虚偽の資料若しくは虚偽の方法により行つたとき、又は同項の規定による求めに応じないとき。
- 二 第10条第1項、第13条第5項、第16条又は第29条の規定による勧告に従わないとき。
- 三 第21条第2項又は第22条第2項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明をしたとき。
- 四 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国の行政機関等との協力)

第44条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、必要な措置をとることを要請するものとする。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成7年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第171号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の消費生活の保護に関する条例の規定によりされた申出、手続その他の行為は、改正後の消費生活条例（以下「新条例」という。）中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた申出、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年条例第24号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。